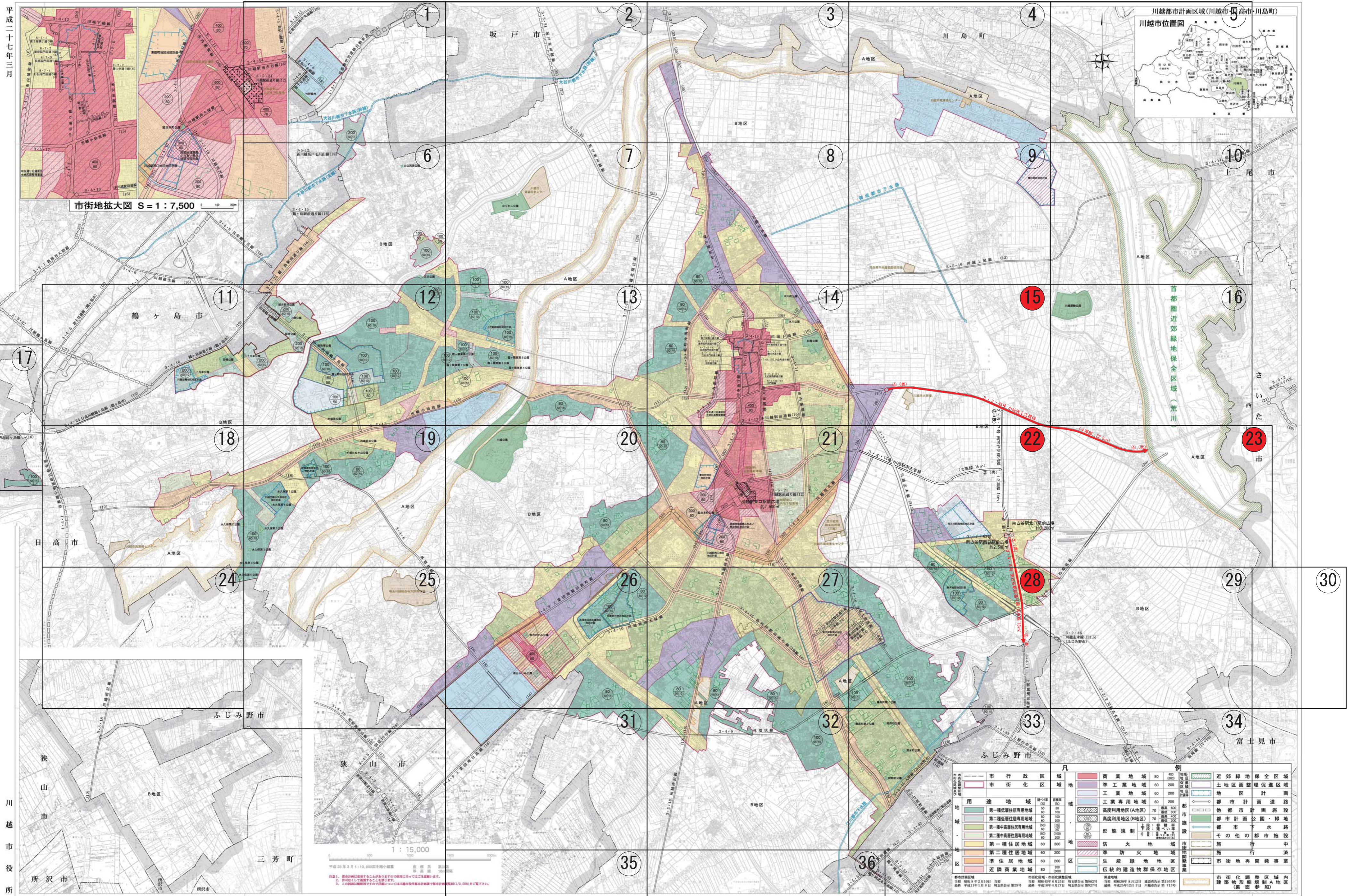


# 総 括 図

平成二十七年三月



市街地拡大図 S = 1 : 7,500

1 : 15,000

凡 例	
市行政区域	商業地域 80 400 (800)
市街化区域	準工業地域 60 200
工業地域 60 200	工業専用地域 60 200
第一種低層住居専用地域 60 200	高度利用地区(A地区) 70 300
第二種低層住居専用地域 60 200	高度利用地区(B地区) 70 300
第一種中高層住居専用地域 100 300	第一種住居地域 60 200
第二種中高層住居専用地域 100 300	準住居地域 60 200
第一種住居地域 60 200	近隣商業地域 80 200 (300)
準工業地域 60 200	近郊緑地保全区域
工業専用地域 60 200	土地区画整理促進区域
高度利用地区(A地区) 70 300	都市計画道路
高度利用地区(B地区) 70 300	都市計画公園・緑地
第一種中高層住居専用地域 100 300	都市計画施設
第一種住居地域 60 200	都市下水施設
準住居地域 60 200	その他の都市施設
近隣商業地域 80 200 (300)	市街化調整区域
近郊緑地保全区域	市街化調整区域内建築規制A地区(裏面参照)
土地区画整理促進区域	
都市計画道路	
都市計画公園・緑地	
都市計画施設	
都市下水施設	
その他の都市施設	
市街化調整区域	
市街化調整区域内建築規制A地区(裏面参照)	

平成23年3月1日10,000図面縮小図 縮尺 15,000  
 注1. 都市計画決定後、都市計画決定内容の変更等により、図面に記載の都市計画決定内容と異なる場合があります。  
 注2. 図面は、都市計画決定内容の変更等により、図面に記載の都市計画決定内容と異なる場合があります。  
 注3. 図面は、都市計画決定内容の変更等により、図面に記載の都市計画決定内容と異なる場合があります。

川越市役所